

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
--------------	--------------------------

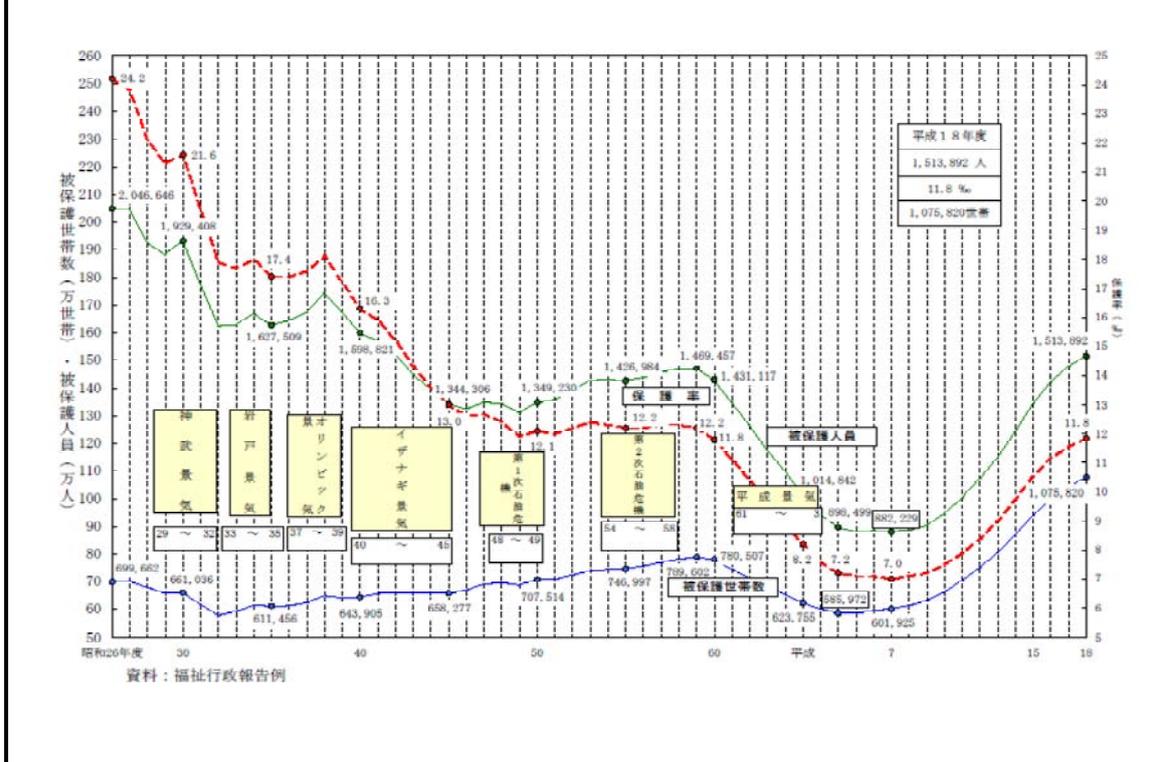
1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
施策目標 1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
施策目標 1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	
個別目標 1	生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること	
	(主な事務事業) ・生活保護費負担金 ・生活保護指導監査委託費	
施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○生活保護法（昭和25年法律第144号）		
主管部局・課室	社会・援護局保護課	
関係部局・課室	社会・援護局保護課自立推進・指導監査室	

2. 現状分析

<p>生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることを目的としており、いつの時代も健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである。平成7年度以降、保護率（人口に対する生活保護受給者数の割合）は上昇し、平成18年度において11.8%となっている。</p> <p>今日の生活保護を取り巻く環境は、生活保護受給世帯においては、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、配偶者からの暴力、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど社会的な絆が希薄な状態にある。加えて、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。</p> <p>一方、保護の実施機関である自治体の福祉事務所においては、これまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、生活保護受給世帯の抱える課題の複雑化と生活保護受給世帯の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。</p> <p>また、医療扶助等において不正受給事件が発生する一方、生活保護の相談の段階や保護廃止決定を行う際に保護の適用に関してきめ細やかな対応を必要とするケースも見受けられた。</p> <p>このため、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるには、生活保護を受けるべき者が受け（漏給防止）、受けるべきでない者が受けず（濫給防止）、また保護を受けている者もその者の能力に応じた自立を目指す（自立支援）ことが求められている。</p>

被保護人員、保護率及び被保護世帯数の推移



3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	28,028 【—】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。
- ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。

※「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。

施策目標の評価

【有効性の観点】

自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。

【効率性の観点】

生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を

組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。

【総合的な評価】

自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な評価は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人と着実に増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	—	—	28,208 【—】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 指標1は、毎年12月末現在の数値である。 						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	自立支援プログラムの策定数(単位:プログラム) (前年度以上/毎年度)	—	—	585 【—】	1,638 【280.0%】	2,592 【158.0%】
2	指導監査の実施率(単位:%) (100%/毎年度)	100 【100.0%】	100 【100.0%】	100 【100.0%】	100 【100.0%】	100 【100.0%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 指標1は、毎年12月末現在の数値である。 指標2は、都道府県及び指定都市が提出した各年度の監査実施結果報告書によるものである。 						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	就労支援に係る自立支援プログラムを策定している自治体の割合(単位:%)	—	—	29.2	49.2	84.1
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 指標1は、毎年12月末現在の数値である。 						
(参考)						
<ul style="list-style-type: none"> 「福祉から雇用へ」推進5か年計画(平成19年12月26日)において数値目標を掲げている生活保護受給者等就労支援事業の就職率:平成17年度33.6%、平成18年 						

度52.1%、平成19年度54.3%（平成21年度までに60%に引き上げることが目標）
 （※児童扶養手当受給者を含む就職率）

個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

自立支援プログラムの策定数は、平成18年度の1,638プログラムから平成19年度は2,592プログラムに増加していることを踏まえると、個々の生活保護受給者のニーズに応じたプログラムによる自立支援が行いやすくなっていると言える。

こうしたプログラム策定数の増加の結果、プログラムの参加者数は、平成18年度の60,555人から平成19年度は76,695人に増加しており、生活困窮者の自立の助長に有効に機能していると考えられる。

また、指導監査における実施率は、毎年100%であるが、今後とも、生活保護を適正に実施し、事務の正確性が確保されるよう取り組むこととしている。

生活保護制度が最後のセーフティネットとしての機能を維持するための具体的な取組としては、

- ①「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知）等に、稼働能力の活用と保護の開始申請等について新たに規定し（漏給防止、濫給防止）、
- ②医療扶助における移送費の基準の明確化など医療扶助の適正化に取り組み、
- ③自立支援プログラムについては、平成19年度の目標であった、全自治体で就労支援に係るプログラムを少なくとも一つは策定という目標をほぼ達成し、平成20年度は全自治体で債務整理に係るプログラムを少なくとも一つは策定することとしているなど生活保護制度の適正な運営に努めているところである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名：自立支援プログラム策定実施推進事業

平成19年度
 予算額：セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数
 ・実施体制整備事業（補助割合：[国10/10]）
 ・自立支援サービス整備事業（補助割合：[国1/2][都道府県（市区町村）1/2]）
 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

概要：地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する。

事務事業名：生活保護費負担金

平成19年度
 予算額：1,952,456百万円（補助割合：[国3/4][都道府県（市区町村）1/4]）
 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

概要：生活保護法第75条に基づき、市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の一部を国が負担する。

事務事業名：生活保護指導監査制度

平成19年度
 予算額：2,199百万円（補助割合：[国10/10]）
 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

概要：管下福祉事務所が行った保護の決定など生活保護法施行事務に対する都道府県及び指定都市の指導監査が適正に行われるよう、生活保護指導職員の配置に関し、国が支援する。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 127.0% (目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在、着実に実績を上げつつあるが、生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由) 施策目標等の評価を行うに当たって、さらに適切な指標がないか検討する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ○経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日) ・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。 ○「福祉から雇用へ」推進5か年計画(平成19年12月26日) ・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 ○「生活保護に関する行政評価・監視」(平成20年8月1日)において次のような勧告がなされた。 ア)被保護世帯の多様な課題に対応した自立支援プログラムの策定の促進 (ア)自立支援プログラム導入の趣旨・目的及びメリットに関する理解を福祉事務所に徹底すること (イ)福祉事務所が自立支援プログラムを策定するに当たって必要な自立阻害要因等の類型化の具体的方法を明示すること (ウ)福祉事務所のニーズを踏まえて、更に各自立分野にわたって多様な自立支援プログラムの例を手引(案)等において示すこと イ)自立支援プログラムの実効性の確保 福祉事務所における自立支援プログラムの実効性の確保に資する観点から、手

引(案)に現在指摘されている自立支援プログラム例及び今後掲載される自立支援プログラム例について、支援内容、実施の手順等その他内容を充実させる必要がある。

④会計検査院による指摘(平成19年11月9日)

○生活保護費負担金の経理が不当と認められるもの、生活保護費負担金の算定において施設事務費の基準額の設定が適正でなかったため、国庫負担金が過大に交付されているものが存在すると指摘。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

○「生活扶助基準に関する検討会」(平成19年11月30日)において、全国消費実態調査等の客観的なデータを用いて、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かについて、初めての定期的な検証を行った。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

- IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
- VI-6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること